

1 1人未満の車両の導入について（協議事項）

道路運送法に基づく路線定期運行では、原則的に乗車定員が1人以上の車両を使用することとなっています。本協議は、本市の市営バスにおける長年の課題であった狭隘な路線で運行でき、かつ車いすのまま乗降できる車両として、下記の乗車定員1人未満の車両を導入することについて協議するものです。

1 車両の概要等

- ・対象路線 市営バスあさび一号東ルート及び西ルート
- ・上記路線における狭隘箇所を安全に走行し、かつ、車いす利用者が車いすに座ったまま安全に市営バスを利用できるようにするため、下記車両1台を導入する。



車両イメージ

乗車定員 8名（運転手1名、乗客7名のうち車いす2名）※助手席は使用しない
 車両仕様 トヨタ ハイエースバン DX Bタイプ TRH200K-VTZYB

【全長 469.5cm 全幅 169.5cm 全高 222.5cm 車両総重量 2,670kg】

- ・市で購入し、運行事業者豊栄交通株式会社に無償貸与する。
- ・営業所の配置車両数 8台→9台

2 導入の経緯

- ・路線定期運行のバスを運行するためには、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の移動等円滑化基準に適合した車両を使用する必要があり、バリアフリーに対応した路線バスは小型バス（例：日野ポンチョ）がある。
- ・本市では、狭隘な生活道路、急こう配な坂道や鋭角な曲がり角が多い中で、着座による乗客の安全と輸送力の確保を両立させるため、移動等円滑化基準に適合した車両を導入することができず、やむなく三菱ふそう「ローザ」を採用し、移動等円滑化基準適用除外の認定を受けて運行している。
- ・一方で、「ローザ」には車いすに座ったまま乗車できないという課題があり、車いす利用者に対しては、タクシーの利用助成、移送サービスや介護タクシーの利用助成等の福祉施策で対応してきた。
- ・車いす利用者にも安全かつ安心にご利用いただける市営バスの運行方法を模索してきた中で、関係機関との調整により、上記の車いすりフト付きの車両を続行便として運行することが本市として実施可能な唯一の方法と考え、本市の狭隘な路線で運行でき、かつ車いすのまま乗降できる車両として、バリアフリー法の移動円滑化基準に適合した上記車両（乗車定員1人未満）を導入するものである。

3 関係機関との事前調整

上記車両の導入にあたり、車いすの乗降を行うこと及び乗降にあたり停車時間が長くなることについては、事前に公安委員会及び道路管理者に確認し、問題なしとの回答を得ている。